

岩手県告示第783号

地方独立行政法人法施行細則（平成17年岩手県規則第1号）第9条第1項の規定により、次のとおり公立大学法人岩手県立大学の資産を特定する。

平成29年10月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

工具機器備品等

名 称	所在地	規 格	数 量	取得予定年月日
サービスサーバシステム	岩手県滝沢市菓子152番地52	公立大学法人岩手県立大学に備えておく仕様書に記載のとおり。	一式	平成29年10月31日